

東 亜 大 学 学 則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 東亜大学（以下「本学」という。）は、教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従って、未来社会の要請に応え得る教育の環境を常に大学内に求め、人間教育並びに高度の専門職業技術教育とその研究とを実施し、もって福祉国家の創造に積極的に参加し、更に広く世界観に立脚して他民族の繁栄にも寄与し得る、独創的な頭脳・奉仕の精神・健全な身体を兼ね備えた人材を養成することを目的とする。

(自己点検・評価)

第 1 条の 2 本学は、教育研究水準の向上を図るとともに、大学の目的及び社会的責任を達成するため、教育研究活動等の状況について、自己点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価並びにその結果の公表に関し必要な事項は、別に定める。

(学部、学科及び学生定員)

第 2 条 本学に次の学部、学科及び専攻等を置き、その学生定員を次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科		入学定員	収容定員
医療学部	医療工学科	45 人	180 人
	(医療福祉コース) *1	(40 人)	(160 人)
	健康栄養学科	30 人	120 人
	(管理栄養士専攻) *2	(30 人)	(120 人)
人間科学部	心理臨床・子ども学科	40 人	160 人
	(児童教育専攻) *3	(30 人)	(120 人)
	国際交流学科	30 人	120 人
	スポーツ健康学科	80 人	320 人
	(保健体育専攻) *4	(50 人)	(200 人)
	(柔道整復コース) *5	(30 人)	(120 人)
芸術学部	アート・デザイン学科	50 人	200 人
	トータルビューティ学科	25 人	100 人
	(美容師専攻) *6	(20 人)	(80 人)

*1 医療福祉コースの定員は、医療工学科の定員の内数である。

*2 管理栄養士専攻の定員は、健康栄養学科の定員の内数である。

*3 児童教育専攻の定員は、心理臨床・子ども学科の定員の内数である。

*4 保健体育専攻の定員は、スポーツ健康学科の定員の内数である。

*5 柔道整復コースの定員は、スポーツ健康学科の定員の内数である。

*6 美容師専攻の定員は、トータルビューティ学科の定員の内数である。

(学部、学科の教育研究上の目的)

第2条の2 本学の学部、学科の教育研究上の目的は、次項以下のとおりとする。

- 1 医療学部は、保健・医療・福祉の専門的知識及び技術並びに豊かな人間性を養い、広く社会で活躍できる人材を育成することを目的とする。
 - (1) 医療工学科は、保健・医療・福祉の分野において、他の医療人などと協同して活動することができる、実践的応用力を備えた人材を養成することを目的とする。
 - (2) 健康栄養学科は、食生活における栄養を的確に評価し、適切かつ高度な指導ができる、実践的応用力を備えた人材を養成することを目的とする。
- 2 人間科学部は、人間の心と体について理解し、さらに、人間の営為である文化や社会を理解する能力を養い、他者を思いやりながらよりよく生きるための実践力を備えた人材を養成することを目的とする。
 - (1) 心理臨床・子ども学科は、心理学、教育学、保育学を中心として人間の心理社会的、身体的発達過程を科学的に理解し、広く教育と人間理解に関わる知識を備えた人材を養成する。
 - (2) 国際交流学科は、歴史、文化、社会に関する専門的な知識、実践的なビジネスの知識、語学力やコミュニケーション能力、地域が抱える課題解決のための実践的なスキルを身につけ、グローバルな視野を持ちつつ社会貢献や地域発展に寄与する人材を養成する。
 - (3) スポーツ健康学科は、幅広い知識と教養を身につけ、学校や社会において体育・スポーツ振興、健康及び体力増進の分野で貢献できる人材を養成する。また、同分野において、人体のしくみやスポーツ科学の高い専門性を有し、スポーツや運動を行う人の障害の予防とケア、適切な手当のできるスポーツのトレーナーとして、貢献できる人材を養成する。
- 3 芸術学部は、豊かな感性及び幅広い知識を持ち、社会において様々な分野に対応できる、創造力と技術力を備えた人材を養成することを目的とする。
 - (1) アート・デザイン学科は、人間教育を軸とし、もの作りを体験する中で、理性と感性の統合の観点から社会に貢献できる人材を養成する。
 - (2) トータルビューティ学科は、幅広い教養と芸術の知識を持ち、社会の変化に対応できる、理容美容等の専門的技術を身につけた人材の養成を目的とする。(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第2条の3 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

- 2 前項の教育内容等の改善のための組織的な研修等に関し必要な事項は、別に定める。

(大学院)

第3条 本学に大学院を置き、次の研究科及び課程を設ける。

総合学術研究科 博士前期課程・博士後期課程
総合学術研究科 修士課程（通信教育課程）

- 2 大学院に関する学則は、別に定める。

第2章 修業年限、学年、学期及び休日

(修業年限及び在学年数)

第4条 本学の修業年限は4年とし、学生の在学年数は8年を限度とする。

ただし、休学の期間は在学年数に加算しない。

(学年及び学期)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休日)

第6条 次に掲げる日は授業を行わない。

日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日

開学記念日(11月14日)

- 2 次の期間は授業を休止する。

春季 4月1日から4月7日まで

夏季 8月1日から9月30日まで

冬季 12月25日から翌年1月7日まで

- 3 前項の規定にかかわらず必要に応じて休日又は休業の期間を変更し、又は臨時の休日を定めることができる。

第3章 履修、試験、成績評価、卒業及び学位

(卒業の要件・履修)

第7条 本学を卒業するために修得すべき授業科目および単位数は次のとおりである。

共通教育科目22単位以上と専門教育科目80単位以上を含む総単位数124単位以上を修得すること。

- 2 本学は、1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を48単位とする。

- 3 前二項のほか、卒業の要件・履修に必要な事項は各学部履修細則の定めるところによる。

(単位計算方法)

第8条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果および授業時間外の学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 15時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
- (2) 芸術の分野における個人指導による実技については、各学部が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 資格又は免許の取得にかかわる科目については、法令の規定にもとづいて
1 単位に必要な授業時間を別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認める場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定める。

(入学者の既修得単位の取扱)

第9条 大学又は短期大学（外国の大学・短期大学を含む。）を卒業又は中途退学し、新たに本学の第1年次に入学した学生の既修得単位を教育上有益と認めるときは、本学において修得したものとして認定することができる。

ただし、修業年限を短縮することはできない。

2 前項の規定により単位を認定する場合は、教授会の議に基づき、30単位を限度として行うものとする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第10条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、教授会の議に基づき、30単位を限度として卒業の要件となる単位として認めることができる。

3 前2項の規定は、外国の大学又は短期大学へ留学する場合に準用する。

(教育課程)

第11条 本学の共通教育課程は別表1のとおりとする。

2 本学の各学部・学科ごとの専門教育課程は、別表2から8のとおりとする。

(成績評価)

第12条 単位を修得した科目の成績は、S・A・B・Cをもって評価する。

(卒業及び学位)

第13条 本学に4年以上在学し、第7条に定められた科目につき定められた単位を修得した者には卒業証書を授与し、次の区分により学士の学位を授与する。

医療学部医療工学科を卒業した者	学士(医療工学)
医療学部健康栄養学科を卒業した者	学士(医療栄養学)
人間科学部心理臨床・子ども学科を卒業した者	学士(人間科学)
人間科学部国際交流学科を卒業した者	学士(人間科学)
人間科学部スポーツ健康学科を卒業した者	学士(人間科学)
芸術学部アート・デザイン学科を卒業した者	学士(芸術)
芸術学部トータルビューティ学科を卒業した者	学士(芸術)

(教員免許状及び指定養成施設の資格)

第14条 教員免許状の取得を希望する学生は、別表「教職課程」に掲げる授業科目の内から、教育職員免許法および同法施行規則に定める授業科目および単位数を修得しなければならない。

2 取得することのできる免許状は、次のとおりである。

課程の名称	免許状の種類	免許教科
1 正規の課程		

人間科学部 心理臨床・子ども学科 児童教育専攻	小学校教諭 1 種免許状 幼稚園教諭 1 種免許状	
スポーツ健康学科 保健体育専攻	中学校教諭 1 種免許状 高等学校教諭 1 種免許状	保健体育 保健体育
芸術学部 アート・デザイン学科	中学校教諭 1 種免許状 高等学校教諭 1 種免許状	美術 美術・工芸

- 3 医療学部医療工学科医療福祉コース（入学定員 40 名）に所属し、別に定める所定の要件を満たし卒業した者は、介護福祉士の国家試験受験資格を得ることができる。また、別に定める所定の要件を満たし卒業した者は、社会福祉士の国家試験受験資格を得ることができる。
- 4 人間科学部心理臨床・子ども学科（入学定員 40 名）に所属し、別に定める所定の要件を満たし卒業した者は、指定保育士養成施設卒業証明書を受けることができる。
- 5 人間科学部スポーツ健康学科柔道整復コース（入学定員 30 名）に所属し卒業した者は、柔道整復師の国家試験受験資格を得ることができる。
- 6 医療学部健康栄養学科管理栄養士専攻（入学定員 30 名）に所属し、別に定める所定の要件を満たし卒業した者は、栄養士の免許状を受ける資格を有する。また別に定める所定の要件を満たし卒業した者は、管理栄養士の国家試験受験資格を得ることができる。
- 7 芸術学部トータルビューティ学科美容師専攻（入学定員 20 名）に所属し、別に定める所定の要件を満たし卒業した者は、美容師の国家試験受験資格を得ることができる。

第 4 章 入学、休学、復学、退学及び除籍 (入学の時期)

第 15 条 入学の時期は学年の始めとする。ただし、秋季入学については、後期の始めとする。

(入学資格)

第 16 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者
 - (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む）
 - (7) 文部科学省が大学入学資格を認めた専修学校高等課程を修了した者
 - (8) その他相当の年令に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者
- （入学の許可）

第17条 入学志願者に対して、選抜試験を行い、その合格者に入学を許可する。
（保証人）

第18条 学生は入学の際、保証人を定めて届け出なければならない。保証人を変更した場合も同様とする。
（休学、及び復学）

第19条 学生は疾病その他正当な事由により2ヶ月以上修学することができないときは医師の診断書・事由書を添え保証人連署で願い出て、許可を得て休学することができる。

2 休学期間は通算3年を超えることはできない。ただし兵役等母国の国民としての義務に服する期間はこれに算入しない。

3 休学期間内にその事由が消滅したときは、その旨を保証人連署で願い出て、許可を受けて復学することができる。

（再入学）

第19条の2 本学を退学した者が、退学後2年以内に同一の学部、学科に再入学を願い出たときは選考の上、許可することがある。なお、学費未納による除籍者の再入学（除籍後2年以内）についても選考の上、認めることがある。

（転学）

第20条 学生その他大学への転学は、正当な理由がある場合を除きこれを認めない。

（編入学）

第21条 次の各号の一に該当する者については、選考のうえ教授会の意見を聴いて、年次の初めに限り、学長が相当年次への入学を許可することができる。

(1) 大学を卒業又は退学した者

(2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(3) 学校教育法施行規則附則第7条に定める従前の規定による学校の課程を終了し、又はこれらの学校を卒業した者

（退学）

第22条 学生が退学しようとするときは、その事由を述べた願書を保証人連署で提出し、許可を受けなければならない。

（除籍）

第23条 次の各号の1に該当する場合は除籍する。

- (1) 第4条に定める在学年限を超えた者
- (2) 第19条第2項に定める休学の期間を超えてなお復学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者
- (5) 外国籍の学生について在留資格を失効した者

第5章 賞罰

(表彰)

第24条 優秀な学業成績又は模範となる行為のあった学生に対しては表彰する。

(懲戒)

第25条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は教授会の意見を聴いて、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び譴責とする。

3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第6章 研究生、科目等履修生及び委託生

(研究生)

第26条 研究生は本学教員の指導を受け、所定の学科に関連した学術を研究するものとする。

2 研究生として入学を志願できる者は次のとおりとする。

- (1) 本学又は他の大学を卒業した者
- (2) 本学卒業程度の学力があると認められた者

(研究生として入学を志願する者)

第27条 研究生として入学を志願する者は、入学願書、履歴書及び検定料を添えて願い出なければならない。ただし、本学卒業生については検定料を必要としない。

(科目等履修生)

第28条 特定の科目につき履修を願い出た者は、選考のうえ科目等履修生として許可する。

2 科目等履修生の入学時期は、学期の始めとする。

3 科目等履修生を志願する者が就職中の者であるときは、勤務先の所属長の許可書を提出しなければならない。

(委託生)

第29条 他の団体から履修する科目を定めて委託生を願い出た場合は、選考のうえ許可する。

(細則)

第30条 研究生、科目等履修生及び委託生の細則は別に定める。

第7章 入学検定料、入学金、授業料及び諸納付金
(入学検定料及び入学金)

第31条 入学志願者は入学検定料を、入学者は入学金を納付しなければならない。

(授業料及び諸納付金)

第32条 授業料及び諸納付金は、所定の期日までに納付しなければならない。

前期分 3月20日まで

後期分 9月20日まで

(休学者の授業料)

第33条 休学したときは、休学願提出確認月の翌月から復学した月の前月までの間の授業料を、月額計算により免除する。ただし、前条に定める所定の期日までに授業料及び諸納付金を納付した者に限る。

(退学、除籍の者の授業料)

第34条 退学、除籍の者は、退学、除籍の期日の属する期の授業料及び諸納付金を納付しなければならない。

(既納の諸納付金等)

第35条 既納の検定料、入学金、授業料及び諸納付金はいかなる理由があっても還付しない。ただし、第33条該当の休学者を除く。

(諸納付金等の金額)

第36条 本学の入学検定料、入学金、授業料及び諸納付金の額は次のとおりとする。

(1) 入学検定料

(単位:円)

学校推薦型選抜 (指定校)	学校推薦型選抜 (公募制)	一般選抜	大学入学共通 テスト利用入試	総合型選抜
5,000	20,000	20,000	10,000	20,000

(2) 入学金、授業料及び諸納付金

(単位:円)

学部・学科		入学金	授業料 (年間)	施設費 (年間)	実験実習費 (年間)
医療学部	医療工学科	240,000	780,000	420,000	100,000
	〃 (医療福祉コース)	240,000	620,000	160,000	140,000
	健康栄養学科	240,000	680,000	250,000	100,000

人間科学部	心理臨床・子ども学科	240,000	620,000	200,000	60,000
	国際交流学科	240,000	600,000	140,000	50,000
	スポーツ健康学科	240,000	660,000	270,000	60,000
	〃（柔道整復コース）	240,000	780,000	420,000	100,000
芸術学部	アート・デザイン学科	240,000	840,000	240,000	140,000
	トータルビューティ学科	240,000	620,000	160,000	140,000

2 前項の規定による金額は経済事情を勘案し、理事会が決定する。

3 留年者は入学年次の諸納付金等を納付する。

第8章 外国人留学生

（外国人留学生の入学許可）

第37条 外国人で本学に入学を志願する者がある時は、選考の上、入学を許可することがある。ただし出入国管理及び難民認定法に定める在留資格「留学」を得た者に限る。

2 前項の規定により入学を許可された者のうち、学部学生については、第2条に規定する収容定員の定員内とする。

3 外国人留学生については、本学則の規定を準用し、その他、留学生規約を別に定める。

（留学生別科）

第38条 本学に留学生別科を置き、その学生定員を次のとおりとする。

所 属	入学定員	収容定員
留学生別科	200 人	400 人

2 留学生別科の規定については、別にこれを定める。

第9章 奨学制度

第39条 第1条の目的を達成するため、選考の上奨学金を支給または貸与する奨学制度を設ける。

第40条 奨学制度に関する必要な事項は、別にこれを定める

第10章 教職員組織

（学長等）

第41条 本学に学長、学部長、研究科長、図書館長、教学部長、広報部長、就職部長、学生部長、事務局長を置く。

2 本学に副学長を置くことができる。

（学長等の職掌）

第42条 学長は大学を統轄しこれを代表する。

- 2 副学長は学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる。
- 3 学部長は、当該学部に関する事項を統轄し、所部の職員の服務につきこれを総督する。
- 4 研究科長は、当該大学院に関する事項を統轄し、所部の職員の服務につきこれを総督する。
- 5 教学部長は学長を助け、所管事項を統轄する。
- 6 図書館長は学長を助け、図書館を統轄する。
- 7 広報部長は学長を助け、所管事項を統轄する。
- 8 就職部長は学長を助け、所管事項を統轄する。
- 9 学生部長は学長を助け、所管事項を統轄する。
- 10 事務局長は所管事項を統轄し、所部の職員の服務につきこれを総督する。
(教授等)

第43条 本学に教授、准教授、講師を置く。

- 2 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 3 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 4 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

第44条 本学に事務職員、研究技術員を置く。

- 2 その他必要に応じて雇員を置くことができる。

第11章 教授会

(組織)

第45条 本学に教授会を置き、専任の教授をもってこれを組織する。

(議長)

第46条 学部長は教授会を招集してその議長となる。

(定例教授会)

第47条 定例教授会は毎月1回する。ただし、臨時教授会は学部長が必要と認めたとき、又は教授会員の3分の1以上の請求があつたときこれを招集する。

(教授会の審議事項)

第48条 教授会は学長が次にあげる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 入学、卒業及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長(学長等という)がつかさどる教育研究に関する事項において審議し、及び学長等の求めに応じ、意見

を述べることができる。

(議決)

第49条 会議は教授会員の過半数の出席によって成立し、その議決は出席会員の過半数によってこれを定める。ただし、可否同数のときは議長のきめるところによる。

(教授会員以外の出席)

第50条 議長は必要と認めるときは、教授会員以外の者の出席を求めることができる。

(教授及び准教授、その他の教職員の新任、昇格及び退任、名誉教授の称号)

第51条 教授及び准教授、その他の教職員の新任、昇格及び退任については理事会で決める。

2 本学において、教育上又は学術上特に功績のあった者に対し、名誉教授の称号を授与することができる。なお、授与について必要な事項は、別に定める。

(細則)

第52条 教授会の細則については別にこれを定める。

第12章 図書館

(設置)

第53条 本学に附属図書館を設ける。

2 図書館は図書・文献及び研究資料を蒐集管理し、教職員及び学生の研究閲覧に供する。

(図書館の規定)

第54条 図書館に関する規程は別に定める。

第13章 学則の変更

(学則の変更)

第55条 本学則の変更については学長の意見に基づいて理事会が決める。

(細則)

第56条 本学則の細則は学長の意見に基づいて理事会が決める。

附 則

1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。

2 学則第2条の規定にかかわらず、令和6年度以前の学部学科名称及び学生定員は従前のとおりとする。

3 学則第12条の規定にかかわらず、令和6年度以前の在學生は従前のとおりとする。

4 学則第36条の規定にかかわらず、令和6年度以前の在學生は従前のとおりとする。